

事務連絡
令和2年4月21日

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業の
指定を受けている市内事業所様

坂戸市福祉部高齢者福祉課
地域包括ケア推進係

新型コロナウイルス感染症に係る坂戸市介護予防・日常生活支
援総合事業の人員基準等の臨時的な取り扱いについて

日頃より本市行政に対しましては、御理解御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、これまでお問い合わせが複数あった内容に係る当市の取
り扱い方針を下記のとおりとしますのでご留意ください。

また、個別具体的な取り扱い等についてご不明な点がある場合は、地域包括ケ
ア推進係までお問い合わせください。

記

1 内容

(1) 厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取り扱いについて（以下「臨時的な取り扱い」とい
う。）」（令和2年2月17日付事務連絡）は、令和2年4月20日時点で、
第9報まで発出されている。総合事業についてはどう対応するか。

⇒臨時的な取り扱い（第5報）（令和2年3月26日付事務連絡）問3にて、
「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事
業について、市町村の判断により、『新型コロナウイルス感染症に係る介護
サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて』（令和2年2月
17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連盟事務連絡）等
で示されている、訪問介護や通所介護等に関する臨時的な取扱いと同様の
取り扱いをして可能である」と発出されていることから、本市総合事業も発
出された内容を準ずることとします。

(2) 利用者がコロナウイルス感染拡大防止のために休んだ場合の月額報酬サ
ービス（現行相当サービス）の請求

⇒現段階では、利用者がコロナのために休んだ場合の請求についてはとくに

国からの通知では明記されていません。総合事業はもともと月額報酬であるので、利用者が自主的に休んだ場合は、通常通り月額報酬とします。また、感染拡大防止のために、営業している事業所が利用者に対してお休みするよう協力依頼した場合は、日割り計算とします。

- (3) 通常通りの利用ではないが報酬算定ができる内容のサービスを実施した場合（例：臨時的な取り扱い（第6報）問1等）、利用者負担分は取らずに保険者負担分のみ請求をすることは可能か

⇒通常通り適切な額を請求してください。

3 その他

- (1) この内容はこの通知を発出した時点で取り決めた内容であり、今後新たな通知が発出された際はこの限りではありません。

- (2) 坂戸市ホームページにも掲載されています。今後、内容の更新等があった際にはホームページを更新していきますので、各自でご確認お願いいたします。

(リンク場所：坂戸市ホームページトップ→「組織できがす」→「高齢者福祉課」→「(事業者向け情報) 新型コロナウイルス感染症についての事務連絡」)

【問合せ先】

電話 227-6099 (直通)